令 和 ８ 年 １ １ 月 県 議 会 定 例 会 議 案 一 覧

第１号　令和８年度香川県一般会計補正予算議案

○　歳入歳出予算　　別表１のとおり

○　繰 越 明 許 費　　別表２のとおり

○　債務負担行為　　別表３のとおり

○　地方債の補正

	既　　定		補　正　後	補　正　額
限 度 額	33,296,000 千円	→	36,575,000 千円	3,279,000 千円

第２号　香川県地域未来基金条例議案

○　地域経済の発展に資する産業分野の重点的な育成及び集積を図る産業クラスターの形成及び拡大並びに地場産業における製品、サービス等の付加価値の向上及び販路の開拓を推進する事業を円滑に実施するため、新たに基金を設置するもの。

○　施行期日　　公布の日

第３号　香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

○　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項を改めるもの。

○　施行期日　　公布の日

第４号　香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例議案

○　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
（改正内容）
・　回収納付金を受け取る権利を放棄することができる事由に、同法の規定による早期事業再生計画に基づき、香川県信用保証協会から求償権の放棄等の申出を受けた場合を追加する。

○　施行期日　　公布の日

第５号　香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

○　建築基準法の一部改正により、特定業務施設等誘導地区における特例許可制度が創設されたこと等に伴い、申請手数料を新たに設定するもの。
（主な設定内容）
・　特定業務施設等誘導地区の容積率及び建築面積に関する許可申請手数料　　１６万円／件
・　特定業務施設等誘導地区の高さに関する許可申請手数料　　１６万円／件

○　施行期日　　公布の日

第６号　香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

○　下水道法の一部改正に伴い、引用している条項等を改めるもの。

○　施行期日　　規則で定める日

第７号　へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例議案

○　へき地教育振興法施行規則の一部改正を踏まえ、へき地手当に準ずる手当の支給について、規定整備を行うもの。

○　施行期日　　公布の日

第８号　定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例議案

○　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に伴い、引用している法律の題名及び条項を改めるもの。

○　施行期日　　令和９年１月２３日

第９号　附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例及び香川県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例議案

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴い、「教科用図書」を「教科書等」に改めるもの。

○　施行期日　　令和９年４月１日

第１０号　香川県国土強靱化地域計画の策定について

○　策 定 理 由　　国の国土強靱化基本計画の変更、近年の大規模災害における課題等を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本法第１３条の規定により、改めて策定する。

○　計 画 の 内 容　　本県における備えるべき災害を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、これらへの対策を総合的に推進するため、目指すべき基本目標とそれらを実現するための施策分野ごとの推進方針を示す。

第１１号　権利の放棄について

○　回収が不能となっている屋島少年自然の家の諸収入に係る債権について権利を放棄するもの。

・　債務者　　１法人
・　金　額　　８６，９９０円

第１２号　工事請負契約の締結について

○　件　　名　　県道円座香南線（香南工区）道路改築工事（第３工区）（橋梁上部工）
○　工 事 場 所　　高松市香南町
○　契約の方法　　総合評価一般競争入札
○　請 負 金 額　　７９１，０１０，０００円
○　工事請負人　　川田工業株式会社　四国営業所

第１３号　工事請負契約の締結について

○　件　　名　　高松港重要港湾改修工事（サンポート地区）（上部工）
○　工 事 場 所　　高松市サンポート
○　契約の方法　　総合評価一般競争入札
○　請 負 金 額　　７８５，４００，０００円
○　工事請負人　　川田工業株式会社　四国営業所

第１４号　かがわ総合リハビリテーションセンター及び香川県障害者支援施設たまも園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項、かがわ総合リハビリテーションセンター条例第４条第２項及び香川県障害者支援施設たまも園条例第５条第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
かがわ総合リハビリテーションセンター、香川県障害者支援施設たまも園	（社福）かがわ総合リハビリテーション事業団	高松市田村町 1114 番地	令和９年４月１日から 令和 16 年３月 31 日まで

第１５号　香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホームの指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項、香川県ふじみ園条例第６条第２項及び香川県ふじみ園福祉ホーム条例第４条第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
香川県ふじみ園、 香川県ふじみ園福祉ホーム	（社福）香川県社会福祉事業団	丸亀市飯山町東坂元 3667 番地	令和９年４月１日から 令和 16 年３月 31 日まで

第１６号　瀬戸大橋記念公園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
瀬戸大橋記念公園	（公財）瀬戸大橋記念公園管理協会	坂出市番の州緑町６番地13	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第１７号　坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	五栄カイリク（株）	坂出市番の州町７番地６	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第１８号　坂出緩衝緑地（番の州球場）の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場）	坂出市	坂出市室町二丁目３番５号	令和９年４月１日から 令和12年３月31日まで

第１９号　土器川公園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
土器川公園	丸亀市	丸亀市大手町二丁目４番21号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第２０号　さぬき空港公園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会	高松市中野町23番２号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第２１号　香川県立武道館の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県スポーツ施設条例第６条第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ	高松市花ノ宮町二丁目３番９号	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで

第２２号　香川県立丸亀競技場の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
香川県立丸亀競技場	四電工グループ	高松市花ノ宮町二丁目３番９号	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで

第２３号　当せん金付証票の発売について

○　令和９年度において香川県が発売する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売限度額を定めるもの。

○　発売限度額　　８３億円